

改正案

現行

（定款又は業務規程の変更認可申請）

第二条（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二（略）

三 株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面（業務規程の変更の場合にあつては、取締役会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面とし、振替機関が日本銀行である場合及び法第五十一条第三項の規定により業務規程において加入者保護信託に関する事項を定める場合を除くものとする。）

四（略）

（受託者への通知事項等）

第八条 法第五十八条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定がなされた年月日

二〜四（略）

（受益者への支払）

第十条 加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した（法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む。）加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち社債等の振替に関する法律施行令第四条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならない。

一・二（略）

三 破産直近上位機関等が特別清算開始の命令を受けた場合にあつては、当該破産直近上位機関等が債権の額を確認したことを証する書面

四（略）

2・3（略）

（定款又は業務規程の変更認可申請）

第二条（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二（略）

三 株主総会の議事録（商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面とし、業務規程の変更の場合にあつては、取締役会の議事録（株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社において、同法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面）とし、振替機関が日本銀行である場合及び法第五十一条第三項の規定により業務規程において加入者保護信託に関する事項を定める場合を除くものとする。）

四（略）

（受託者への通知事項等）

第八条 法第五十八条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定がなされた年月日

二〜四（略）

（受益者への支払）

第十条 加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した（法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む。）加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち社債等の振替に関する法律施行令第四条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならない。

一・二（略）

三 破産直近上位機関等が整理開始の命令又は特別清算開始の命令を受けた場合にあつては、当該破産直近上位機関等が債権の額を確認したことを証する書面

四（略）

2・3（略）